

日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業助成金を財源として、住民の身近な自治の場である自治会や町内会等の地域住民で構成する組織（以下「コミュニティ組織」という。）が実施する一般コミュニティ助成事業に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般コミュニティ助成事業」とは、センターが年度ごとに定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、地域の自治意識を向上させるため、自主的に行なうコミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備に関する事業をいう。

(補助対象事業および補助金額)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定するコミュニティ組織が実施するまちづくり活動に係る事業とし、当該補助事業および補助基本額は別表のとおりとする。ただし、当該補助事業は、町がセンターから助成の決定を受けたものに限る。

2 補助金額は、センターが一般コミュニティ助成金として決定した額とする。

(事業主体)

第4条 補助事業を実施できるコミュニティ組織は、日野町パートナーシップまちづくり計画に基づき設定された次の各号に掲げる団体とする。

- (1) コミュニティまちづくり計画を策定しているまたは策定した自治会、町内会等
 - (2) 地区（公民館の主たる対象区域をいう。）を単位としたまちづくり委員会またはこれに準じた組織
- (補助金の交付申請)

第5条 補助の交付金を受けようとするコミュニティ組織の長（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 補助事業団体の規約
- (4) 役員名簿
- (5) 見積書の写し
- (6) 事業内容に関する資料
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の遂行)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件その他町長の指示に従い、補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは規則第12条に規定する事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業を完了した日から起算して1箇月を越えない日または当該補助金の交付

の決定に係る年度の翌年度の4月4日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 事業決算書（事業費の内訳）
- (3) 備品等管理規程
- (4) 領収（請求）書の写し
- (5) 活動状況日誌
- (6) 実績写真
- (7) その他町長が必要と認める書類
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金に適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金に適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の日野町一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請があった補助事業に関しては、第5条および第6条の規定は、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

一般コミュニティ助成事業（留意事項等）		
事業	一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。
要件	事業実施主体は、町が認めるコミュニティ組織	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の申請は、各年度につき1団体あたり、1件を限度とする。 ・助成対象事業は、申請年度の翌年4月1日以降に実施し、当該年度内に完了する事業とする。 ・申請時点で、事業実施主体の規約が提出できること。 ・申請年度の事業計画および予算書が提出できること。
補助基本額	100万円から250万円まで	助成金は、1件につき10万円単位とする。 （10万円未満を切り捨て）
対象	助成対象となる経費	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費。
広報	宝くじの社会貢献広報	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する設備等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。 ・宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、一般財団法人自治総合センターホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とする。
対象外		<p>(1) 国の補助金および地方債を充当しているもの。</p> <p>(2) 短時間に消費もしくは破損するような設備等の整備。</p> <p>(3) 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象とする。</p> <p>(4) 次のものを含む事業。</p> <p>ア 土地の整備（取得、造成を含む）。</p> <p>イ 既存施設、中古品の購入。</p> <p>ウ 既存の設備等の修理、修繕、撤去。ただし、地域の祭りに関する備品は助成対象とする。</p> <p>エ 車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。</p> <p>オ 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。</p> <p>カ 銃・刀剣類。</p> <p>キ 住民個人宅に設置されるもの。</p> <p>ク 宗教に関する設備等の整備。</p> <p>ケ 一般財団法人自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの。</p> <p>(5) 土地を要する事業を実施する場合で、次に該当するもの。</p> <p>ア 登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いこと。</p> <p>イ 相続手続き未済のもの。</p> <p>ウ 所有者全員の承諾書等が得られないもの。</p>